





## 日本に関するFATF声明

(平成26年6月27日公表)

(仮訳)

FATFは、日本がハイレベルの政治的コミットメントを示しているにもかかわらず、2008年10月に採択された第三次相互審査報告書において指摘された多くの深刻な不備事項をこれまで改善してこなかったことを懸念している。最も重要な不備は、テロ資金供与の犯罪化が不完全であること、金融及び非金融セクターに適用されうる予防措置の分野で顧客管理措置やその他の義務が不十分であること、テロリスト資産の凍結メカニズムが不完全であること、パレルモ条約の締結と完全な実施ができていないこと、である。

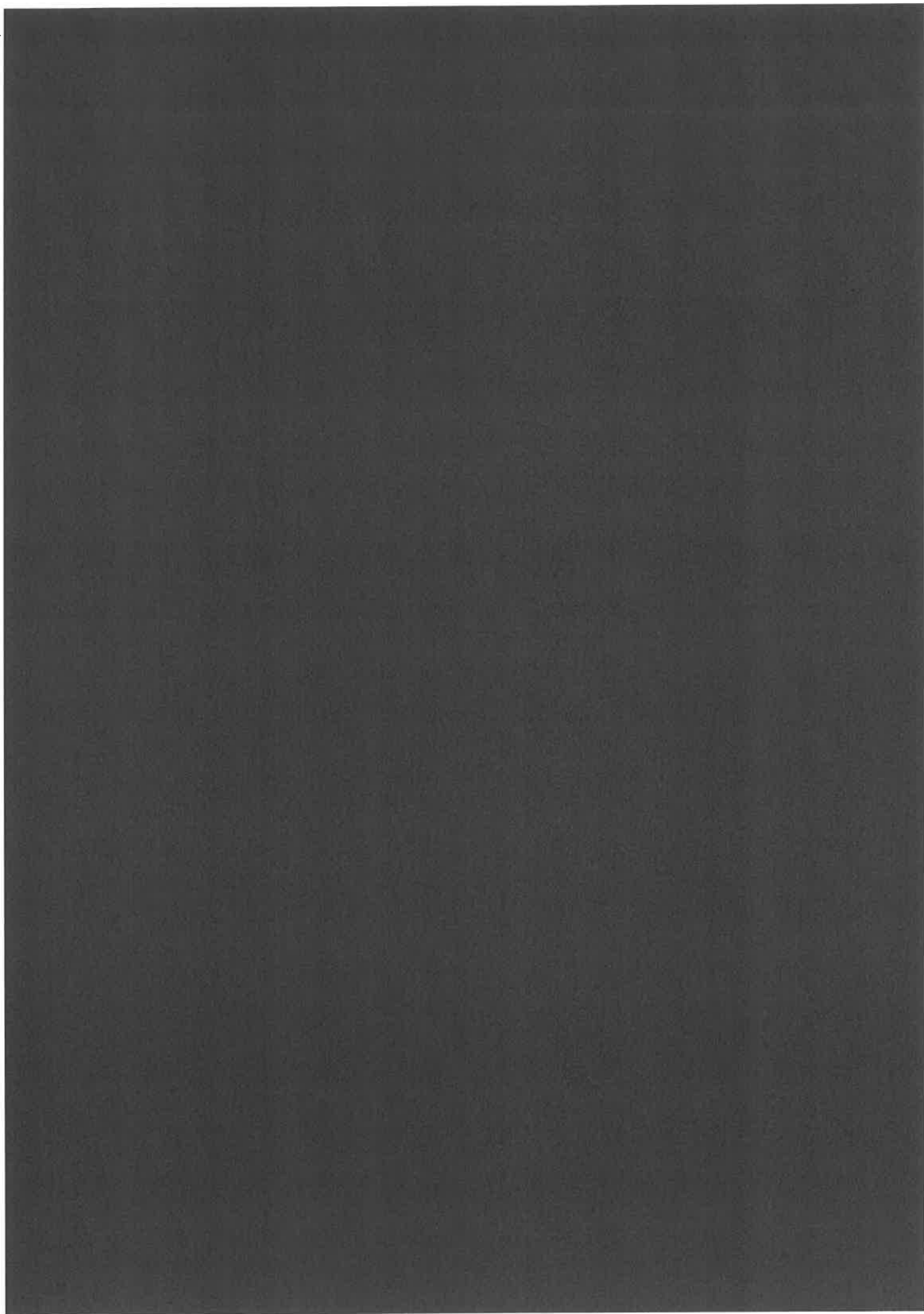
FATFは、日本が、必要な法案を成立させることを含め、これらのマ  
ネロン及びテロ資金供与対策の不備に迅速に対処することを促す。  
FATFは、日本の進展を継続的にモニターする。



資金洗浄・テロ資金供与対策におけるハイリスク・非協力国リスト  
 (2014年6月FATF会合後の一般公表国)

<p>(1) 対抗措置の適用対象国・地域 (ブラック・リスト)</p>	<p>イラン、北朝鮮</p>
<p>(2) 顕著な進展を見せていない、あるいは取組への政治的意思が欠如していることから、関連した欠陥から起こるリスクが考慮されるべき国・地域 [ブラック・リスト]</p>	<p>アルジェリア、エクアドル、インドネシア、ミャンマー</p>
<p>(3) 改善に向けて政治的にコミットしているが、戦略的欠陥を有し取組が奨励される国 (グレイ・リスト)</p>	<p>(アフリカ・中東地域) アンゴラ、エチオピア、イラク、クウェート、ナミビア、スーダン、シリア、ウガンダ、イエメン、ジンバブエ</p> <p>(アメリカ地域) アルゼンチン、キューバ、ニカラグア、パナマ</p> <p>(アジア・太平洋地域) アフガニスタン、カンボジア、ラオス、パキスタン、パプアニューギニア</p> <p>(欧州・ユーラシア地域) アルバニア、タジキスタン、トルコ</p>







## G20／G8 首脳宣言（FATF関連部分の抜粋）

ロシア：G20サンクトペテルブルク・サミット 首脳宣言（2013年9月6日）

- 我々は、FATFによる、資金洗浄及びテロへの資金供与との闘いへの取り組み、及び税に関する犯罪、腐敗、テロリズム及び麻薬密売のようなその他犯罪と闘うための重要な貢献に対する我々のコミットメントを再確認する。

英国：G8ロック・アーンサミット 首脳宣言（2013年6月18日）

- 我々の金融システムは、資金洗浄及びテロ資金供与がもたらす深刻なリスクにさらされている。我々は、FATF基準を完全に支持し、それらを効果的に実施することにコミットする。
- 我々は、法人及び法的取極めの悪用に対処するために行動することを決意している。我々は、率先して、金融活動作業部会（FATF）基準の実施の範を示す。

ドイツ：G8ハイリゲンダムサミット 首脳声明（2007年6月8日〔第一次安倍内閣〕）

- 我々は、資金洗浄に関する金融活動作業部会（FATF）の努力を賞賛し、FATFの資金洗浄に関する40の勧告及びテロ資金に関する9つの特別勧告を国際的に実施し、推進するという我々のコミットメントを再確認する。





